

「令和7年版 戸籍実務六法」
お詫びと訂正

本書に下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで訂正をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

- ◎ 68 頁上段の右から 15 行目 「民法第 4 編 第 5 編 第七百七十条」の参照条文
【誤】人訴二・四一三九
【正】人訴二・四一三〇
- ◎ 70 頁下段の右から 5 行目 「民法第 4 編 第 5 編 第七百七十三条」の参照条文
【誤】人訴二・四一三〇・四三
【正】人訴二・四一三〇・四五
- ◎ 76 頁中段の右から 12 行目 「民法第 4 編 第 5 編 第七百八十七条」の参照条文
【誤】人訴二・四一三〇・四二
【正】人訴二・四一三〇・四四
- ◎ 87 頁下段の右から 13 行目 「民法第 4 編 第 5 編 第八百十四条」の参照条文
【誤】人訴四四・三七
【正】人訴四六・三七
- ◎ 224 頁上段の右から 17 行目 「戸籍法第六十三条」の参照条文
【誤】人訴四①、二三、四二
【正】人訴四①、二三、四四
- ◎ 228 頁下段の右から 5 行目 「戸籍法第七十三条」の参照条文
【誤】人訴四四、三七
【正】人訴四六、三七
- ◎ 342 頁下段の右から 12 行目 「戸籍法施行規則第六十八条」の改正経過
【誤】(令和六法務省令三〇) 旧第六十八条「戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う場合には、市町村長は、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍の滅失及びき損並びにこれらに記録されている事項の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならない。」を全改し、本条新設。
【正】(令和六法務省令三〇) 本条新設。
- ◎ 343 頁下段の右から 2 行目 「戸籍法施行規則第六十八条の二」の改正経過
【誤】(令和六法務省令三〇) 本条新設 (注) 旧第六十八条を本条とする。
【正】(令和六法務省令五)「市町村長」を「市町村長(戸籍法第百十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下本章、次章及び第四章の三において同じ。)」に改める。
(令和六法務省令三〇) 旧第六十八条を本条とし、「市町村長(戸籍法第百十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下本章、次章及び第四章の三において同じ。)」を「市町村長」に、「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。)」を「磁気ディスク」に改める。
旧第六十八条〔磁気ディスクによる戸籍の事故防止〕戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う場合には、市町村長(戸籍法第百十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下本章、次章及び第四章の三において同じ。))は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。))をもって調製された戸籍及び除かれた戸籍の滅失及びき損並びにこれらに記録されている事項の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ◎ 343 頁上段の右から 22 行目 「戸籍法施行規則第六十八条の三」の改正経過
【誤】……改める。第二項中「第六十八条」を「第六十八条の二」に改める。第三項中「第六十八条」を「第六十八条の二」に改める。
【正】……改める。

- ◎ 344 頁下段の右から 1 行目の後 「戸籍法施行規則第七十条」の改正経過に以下の一文を挿入する。
(令和六法務省令三〇) 二項中「第六十八条」を「第六十八条の二」に改める。
- ◎ 345 頁上段の右から 6 行目の後 「戸籍法施行規則第七十二条」の改正経過に以下の一文を挿入する。
(令和六法務省令三〇) 三項中「第六十八条」を「第六十八条の二」に改める。
- ◎ 348 頁下段の右から 21 行目 「戸籍法施行規則第七十五条の二」の改正経過
【誤】(令和六法務省令五) 一項中、「前条第一項又は第二項」を「前条第一項又は第二項(第四項において準用する場合を含む。の規定により再製された戸籍又は除かれた戸籍の原戸籍(以下「再製原戸籍」という。の副本について準用する))」
【正】(令和六法務省令五) 一項中、「前条第一項又は第二項」の下に「(第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「又は除かれた戸籍の副本」を「若しくは除かれた戸籍又は再製原戸籍の副本」
- ◎ 355 頁下段の右から 17 行目 「戸籍法施行規則第七十九条の三」の改正経過
【誤】(令和六法務省令五) 第七十九条の二第一項中「同条第二項の届出等」を「同条第二項の届出等又は……」
【正】(令和六法務省令五) 第七十九条の二第一項中「又は同条第二項の届出等」を「、同条第二項の届出等又は……」
- ◎ 355 頁下段の右から 21 行目の後 「戸籍法施行規則第七十九条の三」の改正経過に以下の一文を挿入する。
(令和六法務省令四四) 三項中、「作成者(認証を要するものについては、作成者及び認証者)」を「作成者(認証を要するものについては、作成者及び認証者。以下この項において同じ。)」に改め、ただし書追加。
- ◎ 356 頁下段の右から 6 行目 「戸籍法施行規則第七十九条の五」の改正経過
【誤】(令和六法務省令五) 第一項中「別表第五」を「別表第七」に、「市町村長の仕様に係る電子計算機」を「戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織」に、「又は届出等」を「届出等又は発行等の請求」に、……
【正】(令和六法務省令五) 第一項中「別表第五」を「別表第七」に、「市町村長の使用に係る電子計算機」を「戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織」に、「第二項中「前項の書面の交付」を「前二項の書面の交付又は符号の発行」に、……
- ◎ 357 頁下段の右から 9 行目 「戸籍法施行規則第七十九条の八」の改正経過
【誤】(令和六法務省令五) 第一項を第二項とし、第一項、第三項新設。
【正】(令和六法務省令五)「第七十九条の二第二項」を「第七十九条の二の四第二項」に改める。第一項を第二項とし、第一項、第三項新設。
- ◎ 359 頁下段の右から 22 行目 「戸籍法施行規則第七十九条の十二」の改正経過
【誤】(令和六法務省令五) 第一項中「付録第三十一号書式」を「付録第三十六号書式」に、……
【正】(令和六法務省令五) 第一項中「付録第三十一号書式」を「付録第三十四号書式」に、……
- ◎ 375 頁上段の 1 行目の後 「戸籍法施行規則別表第二」表番号下の括弧書き
【誤】(第六十条、第六十八条の二)関係
【正】(第六十条、第六十八条の三)関係
- ◎ 379 頁上段の 10 行目 「戸籍法施行規則別表第二」の改正経過 に以下の一文を挿入する。
(令和六法務省令三〇) 別表第二の表番号下の括弧書き中「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に、別表第二の二の注書き中「第六十八条の二第一号」を「第六十八条の三第一号」に改める。
- ◎ 1741 頁「○氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する「誤字俗字・正字一覧表」について」の最近改正に以下の一文を挿入する。
令和六年五月一〇日民一第一〇八三号通達
- ◎ 巻末 100 頁「現行戸籍関係年表」の令和 2 年 5 月 1 日の備考欄中の 3 行目
【誤】戸籍法第 20 条の規定の……
【正】戸籍法施行規則第 20 条の規定の……

以上